

○羽島市制施行70周年記念事業における冠等の使用に関する取扱要綱

令和6年3月15日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市制施行70周年を記念する事業に使用する冠、ロゴマーク及びテーマ（以下「冠等」という。）を市が行う事業以外の事業で使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠等の内容)

第2条 羽島市制施行70周年を記念する事業に使用する冠等の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 冠は、「羽島市制施行70周年記念」とする。
- (2) ロゴマークは、別図のとおりとする。
- (3) テーマは、「ともに未来へ、協創のまちはしま」とする。

(対象事業)

第3条 冠等の使用をすることができる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市に事務局のある団体が行う事業
- (2) 市が参画する実行委員会等が行う事業
- (3) 官公庁又はこれに準ずる団体が行う事業
- (4) 市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせている指定管理者が行う事業
- (5) 羽島市後援等名義使用承認取扱要綱（平成20年羽島市告示第22号）の規定による後援、共催及び協賛並びに羽島市教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱（平成26年羽島市教育委員会告示第15号）の規定による後援又は共催（以下「後援等」という。）の承認を受けた事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた事業

(使用の届出)

第4条 前条第1号から第4号までに該当する事業に冠等の使用を希望する者は、当該事業を所管する課等の長へ羽島市制施行70周年記念冠等使用届出書（別記様式。以下「届出書」という。）によりその旨を届け出なければならない。

2 前条第5号に規定する後援等の承認を受けようとする事業に冠等の使用を希望す

る者は、後援等の承認を申請する際に当該申請をする課等の長へ後援等に関する申請書によりその旨を届け出なければならない。

3 前条第6号に該当する事業に冠等の使用を希望する者の使用の届出は、市長が別に定めるものとする。

(使用の届出の処理)

第5条 前条第1項の規定により、冠等の使用の届出を受けた課等の長は、受付した届出書の写しを市長室秘書広報課長へ送付するものとする。

2 前条第2項の規定により、冠等の使用の届出を受けた課等の長は、受付した後援等に関する申請書及び当該後援等に係る後援等承認通知書の写しを市長室秘書広報課長へ送付するものとする。

(ロゴマークの提供)

第6条 冠等の使用を希望した者がロゴマークの使用を希望しているときは、電子メールその他の方法により当該者へ提供するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 冠等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 冠等の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 冠等の使用を届け出た事業目的及び使用方法の範囲内で使用すること。

(ロゴマークに関する遵守事項等)

第8条 使用者のうちロゴマークを使用する者は、前条の遵守事項に加えて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインを変更しないこと。
- (2) オリジナルカラー又はモノクロ若しくは単色で使用する。
- (3) 縦横の比率を変更しないこと。
- (4) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録その他の知的財産に関する権利を設定し、又は登録することをしないこと。

2 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

(使用期間)

第9条 使用者が冠等を使用することができる期間は、令和7年3月31日までとする。

(使用状況報告)

第10条 市長は使用者に対して、冠等の使用状況について資料の提出又は報告を求めることができる。

(使用の差止め)

第11条 市長は、使用者がこの要綱に規定する遵守事項に違反したときその他冠等の使用が適切でないと認めるときは、使用者に対して冠等の使用を差し止めるよう請求できるものとする。

2 使用者は、前項の請求があった場合は、直ちに冠等の使用を中止しなければならない。この場合において、市は当該中止により使用者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第12条 使用者は、冠等の使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、冠等の使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年3月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。

(羽島市後援等名義使用承認取扱要綱の一部改正)

3 羽島市後援等名義使用承認取扱要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則
1 この告示は、平成20年4月1日か	この告示は、平成20年4月1日から

ら施行する。

(様式に関する特例)

2 第4条の規定による後援等の申請は、同条の規定にかかわらず、令和6年3月15日から令和7年3月31日までの間は、別記第7号様式を提出して行うものとする。

別記

第7号様式（附則第2項関係） 別記

施行する。

別記

様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（あて先）羽島市長

（届出者） 住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者職氏名

羽島市制施行70周年記念冠等使用届出書

羽島市制施行70周年記念の冠・ロゴマーク・テーマを使用しますので、下記のとおり届け出ます。

記

使用する冠等の種類	<input type="checkbox"/> 冠 <input type="checkbox"/> ロゴマーク <input type="checkbox"/> テーマ
事業名	
事業目的	
事業内容	
使用方法	
使用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
連絡先	連絡責任者氏名 電話 E-mail (ロゴマーク使用時)

※事業内容が分かる企画書等（実施要項、パンフレット等）を添付してください。

別図（第2条関係）



市制施行 70 周年
from 1954 to 2024